

**2014年度同志社大学大学院司法研究科**  
**前期日程入学試験問題解説**  
**小論文**

**第1問（配点：30点）**

- ・本問は、【文章1】で述べられている「第三者の審級の撤退」という概念を、【文章2】の内容を用いて説明させる問題であり、文章の読解能力と、読み取った内容を要約して表現する能力を試している。
- ・採点に際しては、以下の点を中心に評価した。
  - ・「第三者の審級の撤退」の意味が明らかにされているか。
  - ・変化の内容（例えば、既存の権威が揺らぐこと、知の世界の秩序が再編成されること、自由競争・継続競争の時代になること、富の分配メカニズムが変化することなど）が適切に説明されているか。
  - ・文章表現能力

（解答例）

「第三者の審級の撤退」とは、知的権威を集中的に帯びている超越的な他者がいなくなることといい、インターネットの世界においては、世界中のすべての人に知的生産活動を公開する機会が開かれ、かつ、その価値や重要性を認定する権威が、既存のメディア・専門家から、グーグルなどのテクノロジーによる自動的な「人気投票」へと移行することをいう。このように再編された知の世界の秩序においては、表現者としてプロフェッショナルであり続けるために、自由競争に勝ち続けなければならない。これに伴い、「富の分配メカニズム」も、テクノロジーが「旬なプロフェッショナル」に報酬を自動配分するような全く新しいものになる。(294字)

**第2問（配点：70点）**

- ・本問は、【文章1】で述べられているインフォームド・コンセントの是非について、【文章3】で示されたインフォームド・コンセントに批判的な見解を考慮に入れつつ、自らの見解を論理的に表現できる能力を問うものである。
- ・採点に際しては、文章表現能力、叙述の論理的展開力を中心に評価した。なお、知識自体を評価することはしていない。

（解答例）

インフォームド・コンセントは、医師が患者に情報を秘匿することなく十分な説明をすることによって、治療のプロセスの透明化が図られ、その結果、患者の納得へもつながり得る仕組みである。したがって、インフォームド・コンセントは、基本的に望ましい医療のあり方であると考えられる。もし、インフォームド・コンセントが否定されるならば、患者は自分自身にどのような治療が行われているかを知ることができず、不安でたまらないのではないだろうか。

確かに、【文章2】が述べるように、病気で弱っている患者に「自己決定」を迫ることは、場合によって酷であり、「まるごと受身になること」の必要性も理解できないわけではない。しかし、すべての患者がこのような考え方を持っているとは限らず、あくまでも「自己決定」をしたいと考える患者もいるであろう。患者のニーズが多様である以上、一概にどちらが良いということとはできないが、結局のところ、治療において「自己決定」を放棄して受け身になるか、「自己決定」を貫くのかも、患者の（メタレベルの）「自己決定」の問題に属するといえよう。すなわち、インフォームド・コンセントにおける「自己決定」には、自分では判断できないので医者判断にゆだねる、すなわち「自己決定をしない」という「自己決定」も含まれると解すべきである。このように考えれば、【文章2】で述べられている患者のニーズも、インフォームド・コンセントの枠組みの中で十分に汲み取ることができる。

また、【文章1】は、医者がもはや「真理」を知らないため、患者の自己決定が義務化されると述べるが、医者が真理を知らないことから、直ちに患者に義務が転嫁されるとすることには疑問がある。仮に、医者も患者も真理を知らないとしても、どちらが義務を負うのかは未確定のはずである。上に述べたように、インフォームド・コンセントを通じ、治療方法を決定する義務の分担について、患者に決定権を与えることも可能であると考えられる。

以上、患者に一方的に治療方法の決定を義務付けるインフォームド・コンセントには賛成しないが、医者に決定を委ねるという選択肢も含める形でのインフォームド・コンセントには賛成である。(907字)